

10. 成年後見制度の利用促進について

(1) 成年後見制度について

成年後見制度は、判断能力の不十分な高齢者等の権利擁護、虐待防止を図る上で重要な制度であり、高齢者虐待防止法第28条において、本制度の利用促進を規定している。

平成23年の成年後見関係事件申立件数は31,402件と年々増加しており、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえると本制度の一層の活用を図ることが必要である。

このため、各都道府県におかれては、成年後見制度の周知等についてご配慮をいただくとともに、管内市町村に対し、市町村長による申立の活用についてより一層の配慮をお願いしたい。

また、市町村長申立の必要性の高まりに対応するためには、弁護士などの専門職による後見人（以下「専門職後見人」という。）がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見活動にかかる体制整備について併せてご配慮いただくなど、成年後見制度の利用促進に積極的に取り組まれるよう、ご助言をお願いしたい。

なお、昨年4月に、改正老人福祉法が施行され、市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう、後見等に係る体制の整備（市民後見人の育成及び活用など）を行うことが規定（老人福祉法第32条の2第1項）されるとともに、都道府県の努力義務として、市町村の後見等に係る体制の整備の実施に関し助言その他の援助を行うことが規定（同法同条第2項）されたので、あわせて御留意願いたい。

市民後見推進事業については、今年度に87市区町において、養成研修の実施、活動を支援する組織体制の検討等に取り組んでいる。

このうち、埼玉県志木市では、昨年12月に「成年後見支援センター」を開設し、3月には「権利擁護人材バンク」の開設を予定している。また、大阪府では、府社会福祉協議会において、大阪市、堺市を除く9市町が共同して市民後見人の養成に取り組んでいる。

市民後見人が活動するには、後見実施機関による支援が重要となることから、その設置も含めて以上のような取組事例も参考として、市町村が市民後見人の育成に努められるよう助言をお願いしたい。

更に、市町村における市民後見の取組を支援するため、市町村が単独では市民後見人の育成が困難な場合などに、都道府県が広域的な支援の観点から、市民後見人の養成や活動支援を行うための事業を実施するよう、お願いしたい。

※ 市民後見に関する自治体等の取組状況については、厚生労働省ホームページ「市民後見関連情報」<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/shiminkouken.html>で公表

また、介護と連動する市民後見研究会（事務局：特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク）では、本年度の老人保健健康増進等事業において、「市民後見人養成テキスト」を作成し、3月中に全ての都道府県・市町村に送付する予定であるので活用されたい。

なお、4月以降、本テキストの電子データ（PDF形式）を特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワークのホームページに掲載する予定である。

（２）成年後見制度利用支援事業について

成年後見制度利用支援事業は、地域支援事業交付金の事業の一つとして実施されており、成年後見制度に対する理解が不十分であることや、費用負担が困難なこと等から制度の利用ができないといった事態を防ぐために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業を対象としており、補助の対象となる事業は、

- ア 成年後見制度のパンフレットの作成や説明会の開催など、利用促進のための広報・普及活動
 - イ 成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬に対する助成等
- としている。

平成24年度における本事業の実施率は全国の市区町村の約69%であり、平成

19年度の約50%から年々増加しているものの、全ての市区町村で実施されている状況ではないことや、都道府県毎の実施状況においても100%～約37%と格差も見受けられること等から、各都道府県におかれては、本事業の趣旨を十分にご理解の上、管内の市町村に対して事業の周知をお願いしたい。

なお、本事業の実施に当たっては、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が広く地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するという観点から、
ア 判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスや苦情解決制度の利用援助等を行う
社会・援護局所管の「セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成17年3月31日社援発第0331021号）」に基づき実施している日常生活自立支援事業など他の権利擁護に関連する事業

イ 市町村社会福祉協議会、司法書士会（リーガルサポート）、社会福祉士会（ぱあとなあ）、日本弁護士連合会などの高齢者・障害者の権利擁護に携わる各種団体との円滑な連携を図るよう併せて周知願いたい。